

令和 4 年 7 月 7 日

在ガーナ日本国大使館 領事班

Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana

P.O.Box GP1637, Accra, Ghana

Phone: +233-(0)302-765060 Fax: +233-(0)302-762553

開館時間外 Phone: 233-(0) 24-432-8173

在留邦人の皆様へ

シエラレオネの新型コロナウイルス対策について(その22): 出入国における検疫措置の一部変更
(ワクチン接種を完了した旅行者の出入国時におけるPCR検査免除等)

日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

7月7日(木)、シエラレオネ保健・衛生省は7月8日(金)以降、シエラレオネ出入国時における検疫措置を一部変更する旨発表しました。

主な内容は以下の通りです。

(1) 全ての旅行者は、シエラレオネ出入国に先立ち、旅行ポータルサイトへ登録しなければならない。

(シエラレオネ旅行ポータルサイト)

<https://www.travel.gov.sl/>

(2) 12歳以上の全ての旅行者は、少なくとも14日前までに規定のワクチン接種を完了することを強く推奨される。

(3) 規定のワクチン接種を完了済であることを示す証明書を所持する旅行者は、シエラレオネ出入国時におけるPCR検査を免除する(これまでは出国時に検査が必要であった)。

なお、新型コロナウイルス感染は収束しておらず、マスク着用・手洗い・消毒・ソーシャルディスタンスの確保・ワクチン接種などの感染予防に努めることが求められています。

(過去の領事メール)

(その1) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/000571222.pdf>

(その2) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100009857.pdf>

(その3) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100020979.pdf>

(その4) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021136.pdf>

(その5) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021136.pdf>

(その6) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100028273.pdf>

(その7) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100038054.pdf>

(その8) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100040232.pdf>

(その9) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100042965.pdf>

(その10) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049259.pdf>

(その11) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100051175.pdf>

(その12) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100073569.pdf>

(その13) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100075755.pdf>

(その14) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100090854.pdf>

(その15) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100133358.pdf>

(その16) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100140938.pdf>

(その17) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100147160.pdf>

- (その18) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100200691.pdf>
- (その19) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100208044.pdf>
- (その20) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100235706.pdf>
- (その21) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100344616.pdf>

以上